

# 緑小学校における校舎増築等の計画について

## 1 背景・目的

令和3年4月の法改正により公立小学校の学級編制標準が40人から35人に段階的に引き下げられることとなりました。

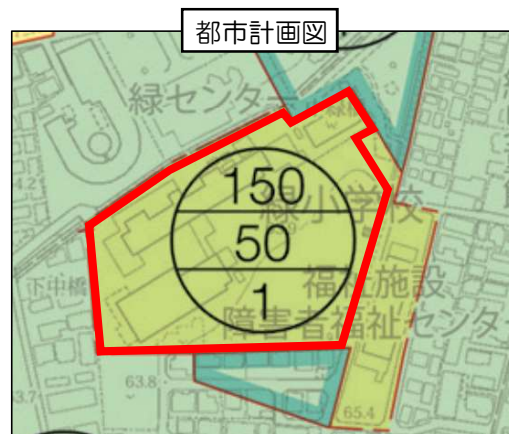
このことを受けて、市立小学校の学級数の将来推計を行ったところ、緑小学校については、学級数が増加し、既存校舎では教室が不足するおそれが出てきました。また、給食室においても給食機器の増設、配膳台置場の拡大等が必要な状況となっています。

そのため、市教育委員会は、緑小学校において学級数の急増への対応を適切に進めていくための校舎増築等について、早急に検討していくこととしました。

## 2 施設の現状

### (1) 敷地の概要

所在地	小金井市緑町四丁目15番39号
敷地面積	13,248㎡
用途地域	第一種中高層住居専用地域
建ぺい率	50%
容積率	150%
防火指定	準防火地域
高度地区	第一種高度地区
日影規制	3-2時間 測定面4.0m（学校敷地内） 3-2時間 測定面4.0m（学校敷地の北側）



### (2) 既存校舎及び体育館の概要

小金井市学校施設長寿命化計画（令和3年3月策定）では、緑小学校の既存校舎や体育館は、築年数や老朽化の状況からみて、10年以上現状のまま使用可能と判断しています。そのことから、学級数増加に伴う教室不足には、増築により対応していくこととします。

既存校舎・体育館	
建築年	長寿命化計画
昭和44～54年 （耐震改修済）	10年以上 現状のまま使用

### (3) 既存校舎の構成諸室

令和5年度現在、普通教室は23室あります。少人数教室などを普通教室に転用することで、普通教室を最大24室確保することができます。

普通教室	普通教室 23室
特別教室	理科室、音楽室、家庭科室、調理室、図工室、図書室、教育相談室、少人数教室、特別支援教室、各準備室
管理諸室	職員室、校長室、事務室、用務管理室、保健室、放送室、印刷室、給食室など
その他	地域交流室、PTA室、学童使用室

### (4) 将来学級数の推計

今後、学級数は最大で26学級まで増加する見込みです。

既存校舎で確保できる普通教室数は最大24室であることから、令和7年度末までに校舎規模を拡大する必要があります。

年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
学級数	23	24	24	25	26	26	26	25	25
既存校舎で普通教室24室まで確保可能				令和8年度以降、普通教室が不足するおそれがある。					

### (5) 既存校舎の給食室

既存の給食室については、今後学級数が増加することにより、給食機器の処理能力が不足するため、機器の増設が必要となります。また、配膳台等も増やす必要がありますが、これらの置場が足りないため、教室整備とあわせて給食室の拡充も必要な状況です。

### 3 校舎増築等の方針

校舎増築等は、以下の方針に沿った計画とします。

#### (1) 教室等の整備方針（増築部）

○多様な学習・活動を支える教室の整備

- ・1人1台ICT端末環境での学習に適した教室スペースを確保します。
- ・少人数や複数学級での学習や活動などに対応できる教室を確保します。

○児童数・学級数の変化に柔軟に対応できる教室の整備

- ・各教室の内装は利用形態の変更に対応しやすい仕様とします。
- ・将来児童数が減少した場合に教室の大きさ等を変更することも想定して、増築部の構造は、間仕切りの可変性を考慮したものとします。

#### (2) 給食室の整備方針（増築部）

○衛生面に配慮した安心安全な給食室の整備

- ・必要な給食機器等が適切に配置でき、調理員が安全に調理できるスペースを確保します。
- ・ドライシステムを採用して、より衛生的な給食施設を整備します。

#### (3) その他の整備方針

○教職員が働きやすい環境を整備

○児童の放課後の居場所を整備

### 4 校舎増築等の計画

#### (1) 増築校舎の規模・構造

ア 増築校舎の延べ床面積：約820㎡

イ 増築校舎の階数：地上2階

ウ 増築校舎の構造：学級数の増減にあわせて間仕切りの位置を変更しやすく、工期の短縮も図ることができる鉄骨造のラーメン構造とします。

#### (2) 増築校舎の構成諸室

ア 普通教室及び少人数教室

学級数増加に伴い不足する普通教室2室及び少人数教室1室を整備します。

イ 給食室

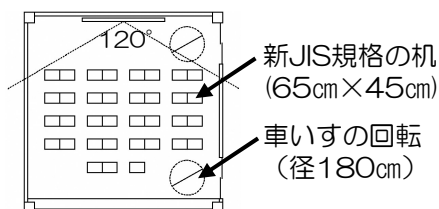
給食室は、以下の理由により、既存の給食室を増築するのではなく、新たに整備します。

- ① 既存の給食室の増築では、給食機器を増設するため、配膳台等の置き場不足を解消するための十分なスペースを確保できない。
- ② 既存の給食室を増築しようとする場合、当該工事に伴い給食室が3か月程度使用できなくなり、給食停止期間が生じてしまう。

#### 【増築校舎の構成諸室一覧】

室名	室数	備考
普通教室	2室	・新JIS規格の机の大きさや車いすの出入り等を考慮して、教室の面積は約72㎡（8.5m×8.5m）とします。
少人数教室	1室	・普通教室に転用しやすい仕様とします。
給食室	1室	・ドライシステムを採用し、衛生面の向上を図ります。 ・調理員が安全に調理できる十分な面積を確保します。

#### ○教室のレイアウト例



#### ○ドライシステムとは…

調理機器から床に水を落とさない構造とすることで、床を常に乾いた状態とするシステム

<効果>

- ・調理場内の湿気を少なくすることで細菌の繁殖を防止
- ・水はねによる二次感染を防止

## 4 校舎増築等の計画（つづき）

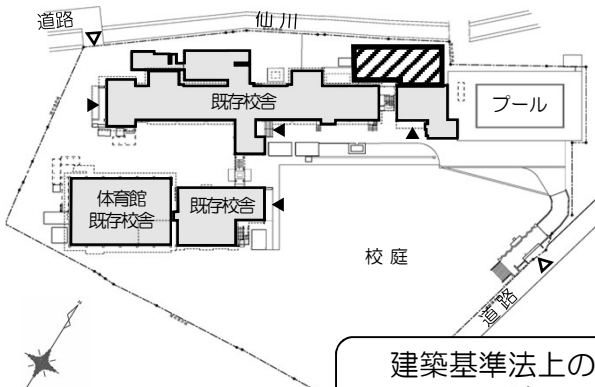
### (3) 増築校舎の配置計画

●検討当初：学校敷地の北側に増築校舎を配置する案を検討

敷地の北側に増築校舎を配置する案を検討しましたが、建築基準法上の建物高さ制限により、必要な規模の建物を計画・建設することができませんでした。

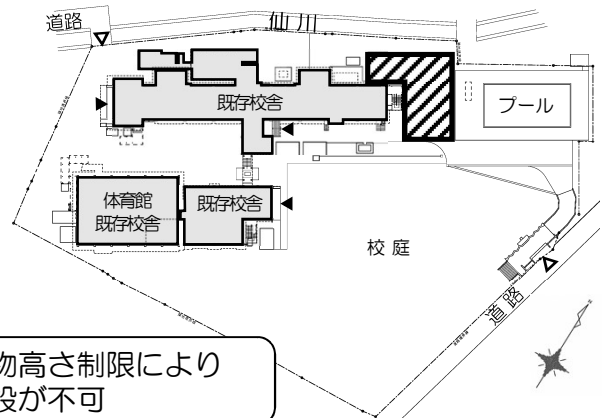
#### 【検討案①】

既存校舎の北側に増築校舎を建設



#### 【検討案②】

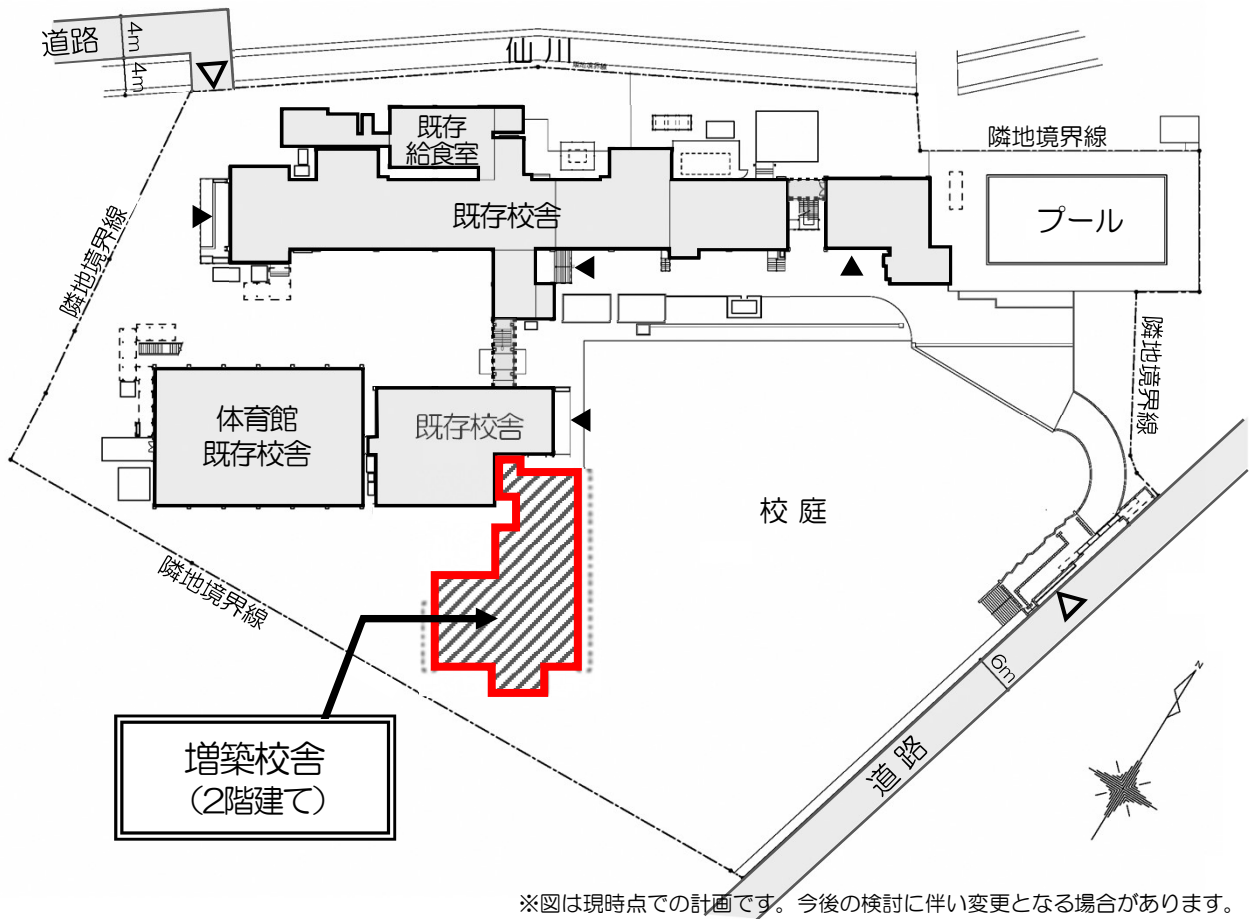
既存校舎の一部を撤去し、増築校舎を建設



建築基準法上の建物高さ制限により  
計画・建設が不可

●採用案：既存校舎の南側に増築校舎を配置する計画

#### 【配置計画図（採用案）】

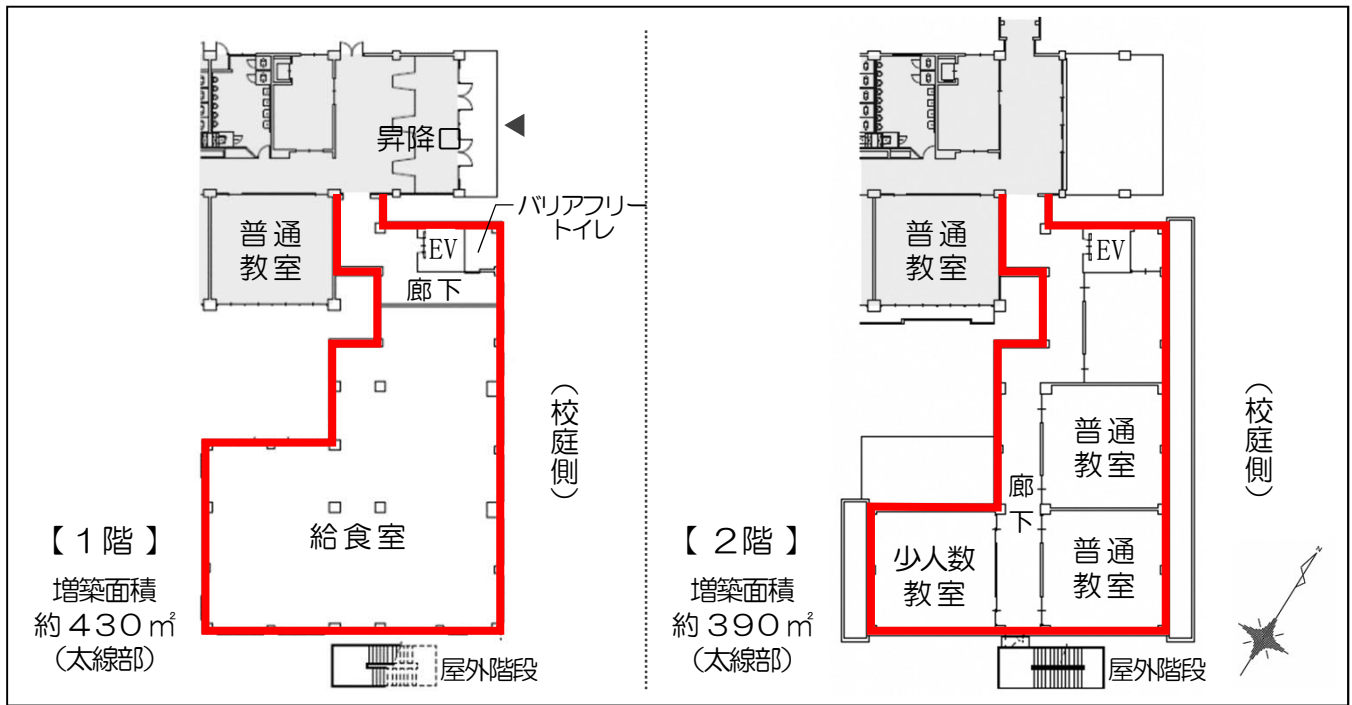


増築校舎  
(2階建て)

※図は現時点での計画です。今後の検討に伴い変更となる場合があります。

(4) 増築校舎の平面計画

※図は現時点での計画です。今後の検討に伴い変更となる場合があります。



(5) 既存校舎等の改修

- 既存校舎の管理諸室及び特別教室の一部を再配置し、第2職員室を設ける改修を行います。
- 児童の放課後の居場所として、学童保育所等の活動を支えるスペースを確保するための改修を行います。(既存給食室)
- 増築に伴い、建築基準法等により必要となる改修を行います。(教室の間仕切り、倉庫等)

5 整備スケジュール及び工事計画 (想定)

(1) 整備スケジュール

※整備スケジュールは、現時点での計画です。

年度	令和5年度												令和6年度												令和7年度																							
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3												
設計	実施設計																																															
工事													増築校舎建設												既存校舎等改修																							
学校運営	既存校舎																								引越												増築校舎											

(2) 工事計画 (想定)

○ 増築校舎建設時 (右図参考)

【工事エリア】

- 増築校舎建設中は、校庭や外構の一部を工事業や資材搬入等のためのエリアとして、児童等が入りできないように区画し、安全を確保します。

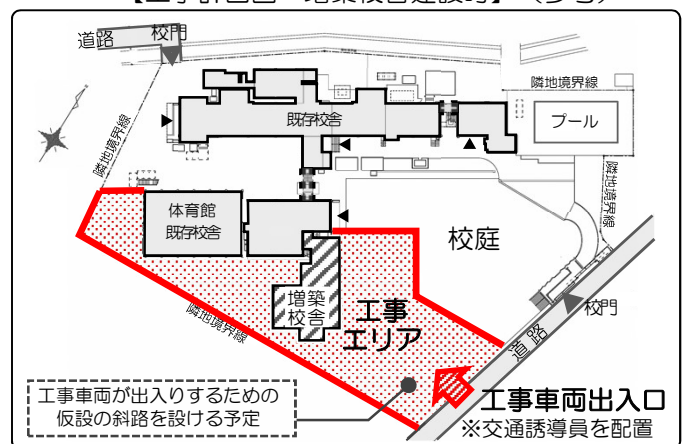
【工事車両の出入り】

- 工事車両の出入口を学校敷地南東部に設けることを検討しています。

○ 既存校舎等改修時

- 工事内容に応じ、安全第一の工事計画を検討していきます。

【工事計画図：増築校舎建設時】 (参考)



○ 緑小学校における校舎増築等に関するご意見・ご質問がございましたら、以下までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

【問い合わせ先】 小金井市教育委員会学校教育部庶務課施設係

電話：042-387-9871 (直通) メール：k010102@koganei-shi.jp